

はあもにい 第 24 号

・昭和 48 年 1 月 13 日 第 3 種
郵便物認可
・HSK 通巻 445 号
・発行 2009 年 4 月 10 日
・発行人 北海道身体障害者
団体定期刊行物協
会 (HSK)
細川 久美子
〒063 札幌市西区八
軒 8 条東 5 丁目 4-18
110 円
・定価 はあもにい編集委員会
(0144) 87-3800



通所授産施設ポプリは、障がい者自立支援法の施行を受け新事業体系への移行準備を進め、平成 21 年 4 月 1 日より、就労継続 B 型事業・生活介護事業を兼ね備える「指定障がい福祉サービス事業 多機能型事業所 ポプリ」として始動しました。生活介護事業を行うにあたり、日中活動のスペースや個別支援室等、生活環境を整えるため、国の助成を受け、昨年 10 月より改修工事を行い、2 月に完成。かねてからの希望であつた、バリアフリーの玄関やゆとりある空間、日常動作の流れに沿つた環境設備を整えることができました。これに伴い、新年度より、生活の質の向上を図ることが出来るよう創作活動・療育活動・自主生産活動等を取り入れ、長期的な視野を持ちながら、向上心や自立の促進に向けた支援を行つて行きたいと考えております。

**生活介護事業
『新館完成』**

平成21年度を迎えるに当って



白老宏友会理事長 小田井虎雄

新年度を迎える、全国各地では、大いに拘らず各地域社会の会社、或は各団体等が期待に胸を膨らませ社会人として第一歩を踏み出した多勢の諸学生の方々が居られたことと思っている一人です。私どもの(社福)白老宏友会が運営する各福祉サービス事業所に於いても十三人の新人職員を温く迎えることが出来ました。

平成十八年四月に障害者自立支援法が施行されて早三年の年月が経過致しました。この間、同法によつて実施された事業内容について欠点や、システムの矛盾、誤りと思われる点などが数多くあり利用者の方々を始め保護者や各種関係団体から見直し或いは、廃止論が予想以上に多くの世論に発展、叫ばれ問題が提起されたことは、皆様方もご承知の通りで今日まで戸惑いの職務であつたろうと推察しております。

急激な超高齢化と少子化が進み、今までかつてない事態の変化に、国も直面し且つ、医療・年金・介護・子育て支援など国民に拘わる課題、これ等を解決しなければならない財政問題。

更には、雇用の問題と相合わせる世界経済不景気の波が押し寄せ大変な思いの三年であります。私どもの(社福)白老宏友会は、これまでに増してのご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げ、平成21年度を迎えるに当つての挨拶とさせます。

左記に掲げてある「心」という字を真中に外側から梅の花片が出来た喜びに感謝をしております。二十一年度は、國の方針で打ち出した見直し案に沿つて私も白老宏友会も過日、評議員会、理事会を開催し、旧体系の愛泉園、共同生活介護・援助一体型事業所「地域生活支援センターあぶろ」、さらに四月より新体系に移行し指定障がい福祉サービス事業多機能型事業所として再出発をした「ボブリ」の事業実施や、予算等について承認を戴き実施の運びになりました。

その内容については、次頁に各事業所の計画が掲載されておりますので省略致します。私は、一月五日の年頭所感並びに四月一日に行つた新入職員歓迎挨拶で申し上げたことに、私達は人間として生れ人間とし育ち日々を送ることについて、一人では絶対に生きゆくことが出来ないことを

感謝と言ふ字句を忘れることなく職務に専念していただきたくお願いいたしました。

さらに私が今日に至る八十年余年に及びご縁があつて福社と言う仕事にたづさわつてきたこの間、数多くの方々から種々な事柄を教えて戴きました。その中の一作で、現在、東京六大学の中間、慶應義塾綜合大学の前身である旧慶應塾の創設者であつた「福澤諭吉」翁が残された「心訓」というのが、今でも私の胸の中に刻みこまれており、職員各位に紹介致しております。

一、世の中で一番尊いことは、人のために奉仕し決して恩をさせないことです。
一、世の中で一番美しいことは、他人の生活をうらやむことです。
一、世の中で一番悲しいことは、人のために奉仕し決して恩をさせないことです。
一、世の中で一番美しいことは、総ての人物に愛情を持つことです。
一、世の中で一番悲しいことは、嘘をつくことです。
この教えを大切にし、私達の大テーマである「自立と参加」に向けて、利用者が安心で且つ安全で職員と共に明るく信じ合い、助け、協力し合つて毎日が健康で楽しく過ごせます。関係者皆様方には、これまでに増してのご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げ、平成21年度を迎えるに当つての挨拶とさせます。



◎心訓

1

社会福祉法人 白老宏友会 事業計画

—— 法人経営の取り組み —— 法人職員への取り組み ——

法人経営に関して

- ・新事業体系に向けた法人経営の企画立案と財政健全化を図る。
- ・法人役員の意識強化を図り、共通理解のもと協力体制の強化を図る。

職員の意識改革に関して

- ・全職員の公平性を常に配慮し、職員相互の友愛、信頼性の昂揚を高め、利用者に対する安心、安全の場を構築するための支援を行なう。
- ・定期昇給評価制度を行い、職員の意識改革並びに職責遂行の重要認識を図る。
- ・職員の資質向上（各地域に於ける研修への交互通加）に努め各種必要な資格取得の意欲を図る。

利用者支援に関して

- ・ポプリにおいては、B型の目標達成工賃の契約や生活介護の療育プログラムの充実を図る。
- ・白老愛泉園においては、移行計画に向け生活介護を中心とした支援内容の構築計画を図る。

危機管理に関して

- ・具体的な事態を想定し、避難訓練、情報収集、関係職員、機関団体への連絡統制などの徹底を図る。

施設整備に関して

- ・ポプリ・あぶろにおいては、利用者ニーズの拡大に向けた新たな事業展開に向けた整備計画を推進する。
- ・白老愛泉園においては、事業の移行目標に合わせた生活環境の整備計画のための補助事業計画や整備資金計画の実施を図る。

地域との関わり

- ・設備機能を地域住民へ一部開放する等考慮する。

知的障がい者入所更生施設 白老愛泉園 事業計画

- 平成 18 年度施行された「障がい者自立支援法」により、旧体系事業所は平成 23 年度末までに新体系へ移行しなければなりません。
- 21 年度には「障がい者自立支援法」の抜本的な見直しが提示され、利用者の負担、報酬単価の改正等は行なわれておりますが障がい程度区分の改正については見送られています。
- また、障害程度区分のサービスの利用範囲は現行より緩和され、生活介護事業や施設入所事業についても区分 2 以下も利用できるようになりました。
- 愛泉園においては、平成 21 年 4 月より新事業体系へ移行する予定でしたが、再度検討した結果、平成 23 年度末まで延期していく事が決定しております。
- 開設から 25 年が経過して、施設生活の更なる向上を目指し居室の個室化、重度・高齢化に対する生活環境の整備、防火整備の充実を図るために社会福祉施設等施設整備の申請を行い整備を進めています。
- （基本方針）**
- ・社会福祉施設等施設整備費の申請準備。
 - ・新事業体系に即した体系の準備および研鑽。
 - ・重度、高齢者に対する生きがいやサービス管理責任者の養成。
 - ・経費の節減と適正な予算の執行。
- （中期入所支援）**
- ・在宅および地域生活者等の個々の利用者のニーズに応じた日中支援の場として行う。
 - ・在宅障がい者に対するショートステイやレスパイト支援を行う。
 - ・障がい者自立支援法に伴う各種研修の充実。
 - ・各事業に関する研修の実施。（施設内外）
 - ・職員の資質向上を目的とする研修強化。
- （日中活動支援）**
- ・新事業体系を想定した各作業班の支援体制の見直し。
 - ・作業科の支援内容に応じた作業工賃支給額の見直し。
 - ・精神的安定を目指し、日々の日中活動の中での療育活動の充実。
 - ・椎茸栽培の生産体制の拡大継続。
 - ・洗濯、園内共用部分の清掃作業の継続。
 - ・ヨモギ、くまさきの入浴剤を中心とした薬草加工作業の継続。
 - ・空き缶、古紙回収等のリサイクル作業の継続。
 - ・精神的安定を目指し、日々の日中活動の中での療育活動の充実。
 - ・椎茸栽培の生産体制の拡大継続。
 - ・洗濯、園内共用部分の清掃作業の継続。
 - ・ヨモギ、くまさきの入浴剤を中心とした薬草加工作業の継続。
 - ・空き缶、古紙回収等のリサイクル作業の継続。
 - ・在宅障がい者に対するショートステイやレスパイト支援を行う。
 - ・障がい者自立支援法に伴う各種研修の充実。
 - ・各事業に関する研修の実施。（施設内外）
 - ・職員の資質向上を目的とする研修強化。
- 支援の質の向上。
- 感染症及び肥満防止対策の充実。
- 常の早期発見及び治療。
- ・和多志の家の利用およびグループホーム開設のための取り組み。
- ・福祉有償運送による有料送迎の実施。
- ・基本的生活習慣の確立、身体的異常の早期発見及び治療。

指定障がい福祉サービス事業多機能型事業所ポプリ 事業計画

ポプリは、平成21年4月1日より知的障害者通所授産施設から障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業の認可を得て、多機能型事業所として就労継続B型事業、生活介護事業を運営することとなりました。

自立支援法の目的である、三障害の一元化、利用者本位のサービス体系への再編、就労支援の強化、支給決定への客観的基準の導入、国の負担費用の義務的経費化などを行うことにより、障害者の地域における自立した生活を支援することの制度認識を新たにし、移行による基盤整備事業や設備整備事業の補助金を活用し修や就労継続B事業のための設備整備をおこなつきました。

施設定員60名とし、就労継続B型事業においては、40名の定員で従来のパン製造・販売を中心とした食品事業部に清掃事業部・給食事業部を立ち上げ、就労内容の充実と利用者への還元工賃目標を見据えたものとする。

一方、生活介護事業は20名の定員

で開設するが、近年障害の重い方々の通所利用ニーズが高まっていることから療育的内容のプログラム構築が望まれるところである。個別計画の作成から計画的な支援内容により生活習慣を確立し、個々の残存機能を見極め活動に結び付ける課題も必要であり、軽度の作業内容も取り組み、就労意識を高めることで就労事業への流れも多機能型事業所としての効率を図りたい。

また、職住分離の原則からソーシャル支援としての、G.H.利用者の地域生活支援センター「あぶろ」との連携を深め地域で支える更なる地域支援システムの充実を図るものと想われる。

しかししながら、障がい者の「自立と社会参加」という自立支援法の理念は揺るがないものであり、あぶろスタッフも地域の中で安心して暮らせる支援体制作りに邁進するものであります。新設された支援センター「あぶろ」のハード機能は順調にその目的を發揮し、ショートステイやレスパイトなどのニーズにも応える事ができ、受け入れ体制なども徐々に整備しているところであります。

また、土曜日などは余暇活動や研修活動など多様な活用も取り入れるように工夫をしてきた。21年度を迎えるにあたり1名の退所者と2名の新規利用者によって40名の支援スタッフをすることとなりましたが昨年度に大きな住居構成変更を実施したので新規受け入れのための最小異動にとどめ、また昨年度に法人として購入した「すずらんハウス」が加

地域生活支援センター あぶろ 事業計画

障がい者自立支援法が施行され3年目の見直し作業が徐々に姿を現しつつあるように思われます。その内容は、障害程度区分や事業体系、報酬単価その他特例交付金事業など今後も余談の許さない状況が続くものと思われる。

今まで行つてきた支援内容を充分に総括し、経済的な支援を基盤に、余暇や外出、旅行、社会参加など個々のニーズに合った支援内容を模索し、支援者の手を離れ利用者の自主活動への取り組みを具体化したいと存じます。

しかしながら、障がい者の「自立と社会参加」という自立支援法の理念は揺るがないものであり、あぶろスタッフも地域住民や多方面に浸透していくことで相談出来る事業所としても将来の構築に努めたいと考えています。

1. 運営方針

(1) 障がい者自立支援法に基づく事業の推進

(2) 共同生活介護・共同生活援助一体型

(3) 短期入所(福祉型)事業

(4) 地域生活支援センターあぶろの支援体制

(5) 就労支援(一般就労、福祉的就労)及び関連施設との連携

(6) 利用者自治会、ポプリ保護者会との協力体制

(7) 職員研修及び運営管理